

授業料免除申請方法変更についてのお知らせ

平成 26 年度より、以下の条件全てを満たす者は、後期授業料免除において、申請を簡略化して行えるようになりました。

なお、申請の簡略化とは、申請書類の一部の提出を省略することを指します。

- ① 平成 26 年度前期に授業料免除申請を行っている
- ② 前期申請時（4 月 1 日時点）と 10 月 1 日現在で申請内容（家計状況、家族状況、就学状況等）に変更がない
（一般学生（注）で、前期からの変更点が貸与型の奨学金受給決定だけの者は、変更なしと見なします）
- ③ 前年 10 月 1 日以降に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡所得等）を得ていない
- ④ 前期から在籍課程に変更がない（9 月修士修了で 10 月から博士等）
- ⑤ 留年者・修業年限超過者・残留者・仮進学者でない
- ⑥ 年度途中修了予定がない

（注）一般学生とは、独立生計者、私費外国人留学生以外の学生を指します。

※申請方法の詳細、注意点等については、授業料免除申請要領をご確認ください。

平成 26 年 8 月 18 日
学 生 支 援 課